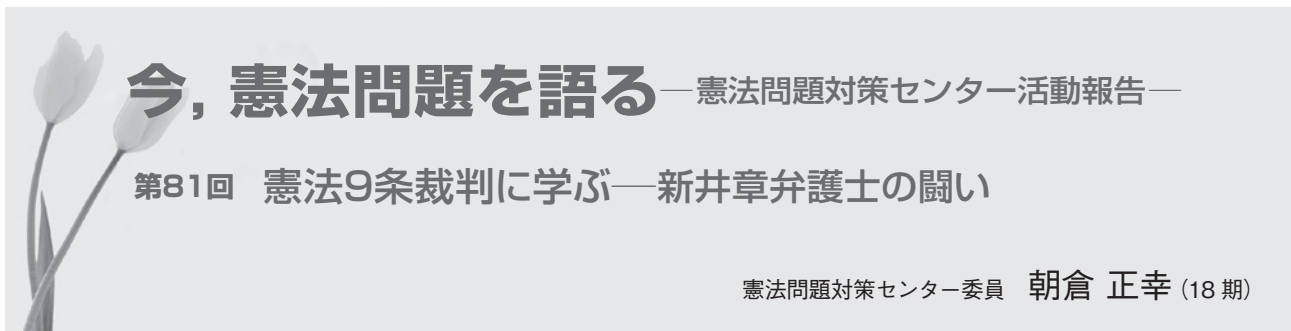




# 今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

## 第81回 憲法9条裁判に学ぶ—新井章弁護士の闘い

憲法問題対策センター委員 朝倉 正幸 (18 期)

昭和30年代は、憲法9条にかかわる裁判が相次ぎました。砂川事件、百里基地事件、恵庭事件、長沼ミサイル基地事件など、国が、農民から土地をとりあげようとしたり、住民に、生命や財産への不安を与えたりした事件です。

これらの事件と日米安保条約とのかかわりはどうか。憲法問題研究部会は、これらの裁判に参加し、著書（岩波書店『体験的憲法裁判史』—必読書）もある新井章弁護士に、当時の実状を踏まえたご意見をお聞きしようと、平成30年5月7日、憲法問題対策センターの開催時に合わせて、講演していただきました（参加者約40名）。

ご高齢（87歳）にも拘わらず、お元気で、熱意を込めた内容豊かなお話で、新井弁護士への質問も多く出て大変盛り上がりました。新井弁護士は、弁護士になられた昭和31年から、米軍基地反対運動や、日米安保条約反対運動に参加され、今日まで60年に亘って一貫して活動して来られました。

\* \* \*

憲法9条裁判は、戦後70年のわが国を取り巻く内外の政治状況、軍事情勢、わけでも日米関係のありように応じて惹き起こされ、取り組まれ続けた営みです。

日米関係は、敗戦後は占領者と被占領者であり、対日講和（平和条約と旧安保条約、行政協定）以後は、同盟関係に移行しましたが、そのいずれを通じても、米国の日本に対する優越的な支配意識と振舞いは一貫しています。日本に対する単独駐留体制の押しつけ（平和条約→旧安保条約）、軍事共同体制の押しつけ（MSA協定、安保条約、日米ガイドライン）、不平等な米軍駐留協定（地位協定）、沖縄での横暴な基地政策など。

他方、このような米国の対日軍事政策に対して、わが国の政権は、自主的な「平和立国構想」や「平和憲法の下での安全保障政策」を具体的に提示して積極的に対応、交渉するという姿勢を示せず、唯々諸々と米国の要求を受け入れてきました。その典型が、わが国の再軍備政策であって、一方に、平和憲法と憲法9条を置きながら、他方で、米国の強圧によって、

それと相容れない再軍備（自衛隊の創設、増強）政策を受け入れたために、両者のつじつま合わせとして、自衛隊は憲法9条の禁ずる「戦力」（軍隊）ではないと言い募らざるを得ない立場となり、自衛隊は「戦力」に至らぬ「自衛力」（自衛のための必要最少限度の実力）であるから合憲だ、という実態から乖離した詭弁（循環論）で切り抜けようとしてきたのが実情です。だから、国際社会では、日本は米国の立場・主張に追随する随伴者としてしか評価されていないことは遺憾の極みです。

わが国の司法の実状も、多くの場合、上級裁判所が憲法感覚と見識に優れ勇気ある下級審判決を覆し、「政治問題、統治行為」論を援用して、あるいは憲法規範は私法行為には及ばず、などとする法律解釈論の操作で、実質上違憲の疑いの濃い軍事防衛政策をまかり通させてきました。この不甲斐ない司法の閉塞状況をいかにして打開していくかが、われわれ司法関係者にとって最大の課題です。

そのときに、われわれの最大の武器となり、味方となると思われるのが、憲法81条の違憲立法審査権の存在です。皆さんとともにその活用に努めていきたいと念じます。

その際に重要なのは、事実関係の立証をきちんと行うことです。特に「戦力の実態を知らないとなともな判決を書けない」と裁判所に思わせること。そのため、証人尋問や現場検証を利用すること。

外国の軍隊なら憲法9条に適合するのか、との議論がありますが、この点を含めて「実力に頼らない平和」を求めるよう、憲法9条は言っているのです。

\* \* \*

辺野古基地の建設が強引に進められていることや、自衛隊と米軍が一体化しつつあることなど、日米安保条約運用の実態は、いま目にあまるものとなっています。また、北朝鮮と米国とが話し合いによる解決に踏み切った時代の流れからいっても、日米安保条約の運用、さらには米軍基地が本当に必要なのか、考える時期にきているのではないかと、新井弁護士のお話を聞いて、痛切に思いました。